

単品スライド条項の運用について（要点）

平成20年8月1日適用

1 対象となる主要な工事材料と対象工事

(1) 主要な工事材料

- ① 鋼材類 H型鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鉄鋼製品、ガードレール、スクラップ等（ただし、非鉄金属は含まない。）
- ② 燃料油 軽油、ガソリン、混合油、重油

(2) スライド適用の対象工事

実際の搬入時、購入時における各材料の購入価格と実勢価格（県単価、建設物価等）と比較し安価な方を用いて算出した額が、スライド前の請負金額の1%を超える工事が対象となる。

2 スライド条項の適用手続

(1) 申請時期、契約変更の時期

工期末の2ヶ月前までに請求 → 工期末に変更契約

(2) 証明書類の提出（必須）

乙は、乙が実際に購入した対象材料の価格（数量及び単価）、購入先、搬入・購入の時期を証明する書類を提出する必要がある。

3 スライド額の計算で用いる単価

(1) 鋼材類 現場に搬入された月の実勢価格

（注）複数回に分けて搬入した場合は、月ごとの搬入数量で加重平均

(2) 燃料油 購入された月の実勢価格

（注1）複数回に分けて購入した場合は、月ごとの購入数量で加重平均

（注2）月ごとの購入数量が不明の場合は、工期中の各月の平均

4 スライド額の計算で用いる対象数量

(1) 設計図書に記載された数量

(2) 一式計上の工種で発注者の設計数量があるものは、発注者の設計数量

(3) 各種資材の運搬のための燃料で購入量が客観的に確認できるものは当該数量

5 スライド額（S）の計算

【鋼材類】{搬入月の実勢価格—設計時点での実勢価格} × 対象数量^(上記4)・・・(注)

+) 【燃料油】{搬入月の実勢価格—設計時点での実勢価格} × 対象数量^(上記4)・・・(注)

-) スライド前の請負金額の1%相当額

スライド額（S）

(注) 1 乙が実際に購入した際の鋼材類及び燃料油の購入代金合計の方が実勢価格で算定した額よりも低い場合は、実際の購入代金を用いて計算する。

2 鋼材類及び燃料油の各々の合計がスライド前の請負金額の1%以下の場合は、対象としない。

6 その他

(1) 部分引渡しをした工事の部分及び8月1日以前に部分払いの対象となった出来形部分等について、既済部分検査を行った場合は、単品スライド条項を適用できない。

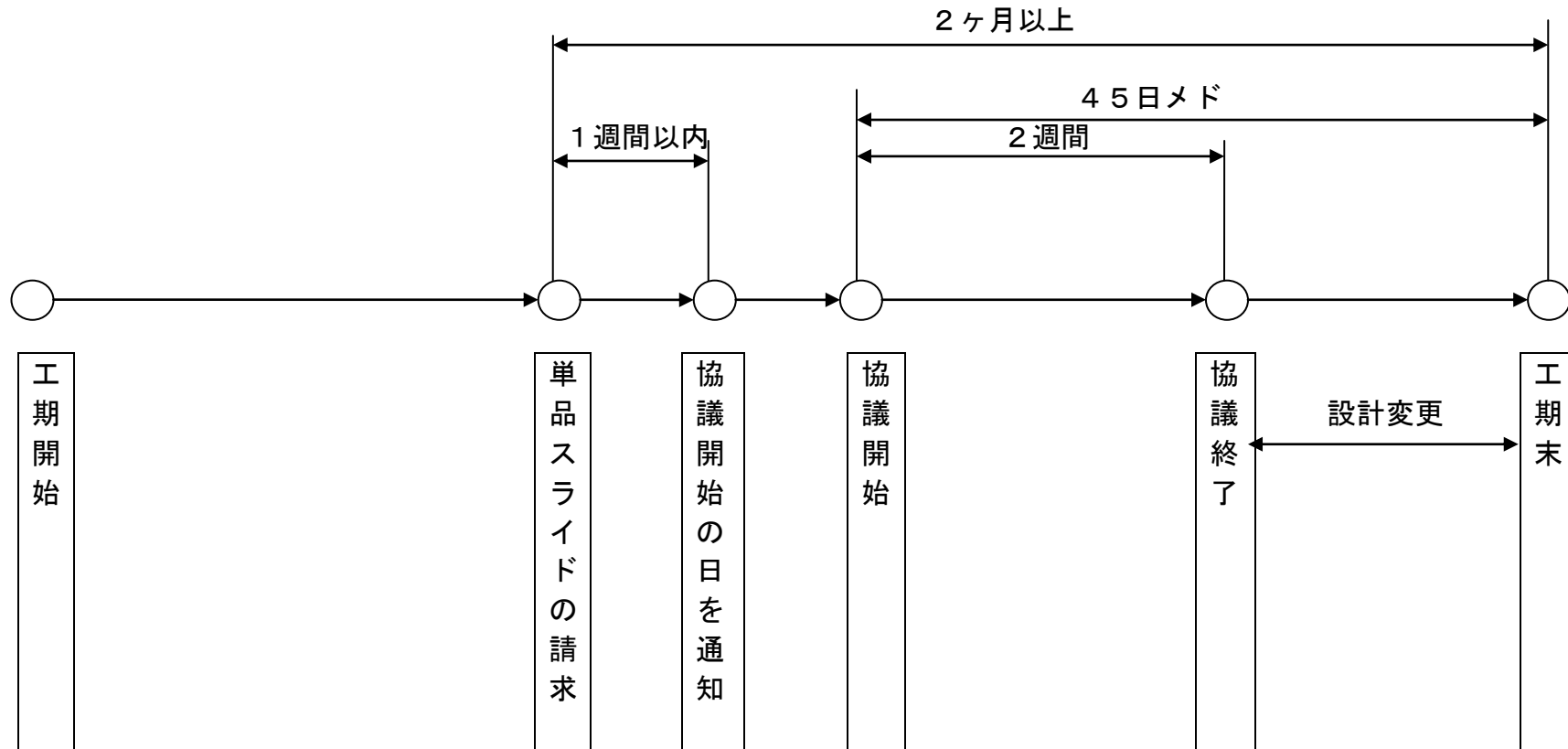
(2) 工期末が平成20年10月31日以前である工事についての適用申請は、8月31日までとする。

申請・協議の手続き

○単品スライドの請求は、工期末の2ヶ月前まで

ただし、工期末が平成20年10月31日以前の工事は、工期内であれば8月31日まで請求が可能

※部分引渡しを行う「指定部分」は、その部分のみを対象に単品スライド条項が適用されるため、指定部分の工期の2ヶ月前までに請求（工期が平成20年10月31日以前の工期は上記と同様）



単品スライド条項の運用手順（詳細）

1 単品スライド請求

- 受注者より工期末の2ヶ月前までに請求【様式1号】
ただし、工期末が平成20年10月31日以前の工事は、工期内であれば8月31日まで請求が可能

2 スライド額の協議開始日の通知（スライド請求日から7日以内）

- 受注者の意見を聞いて協議開始日を決定し、受注者に通知する。【様式第2号】

3 スライド額協議開始

- 受注者よりスライド額の請求【様式3号】
- 証明書類等の請求の資料を確認
- 品目毎に購入価格と実勢価格を比較し、安価な方を採用してスライド積算する。

4 スライド額決定（スライド協議開始から14日以内）

- スライド積算による変更前の確定と同意【様式第4号】
- 協議が整わない場合にあっては、発注者が定めて受注者に通知する。【様式第5号】

5 スライド変更契約

- 工期末に変更契約